

※以下の追記は4月1日付け本文の後に記載しています。

【4月6日午前9時追記】

【4月6日午後2時追記】

【4月8日追記】

【4月10日追記】

【4月15日追記】

【4月17日追記】

### 新型コロナウイルス感染防止に向けたご理解とご協力をお願い

今日から新年度です。

春の暖かな陽ざしを浴びて、進学や就職など希望に胸膨らませるスタートの日ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の国内外での拡大を受け、様相が違います。

感染症予防の取り組みは、日々刻々と動く情勢の中、未だ収束の出口を見出せず、長期化する見込みとなっておりまいました。

幸いにして、高山市、飛騨管内では一人の感染者も発生していませんが、いつ感染者が出てもおかしくない切迫した状況だと認識しています。

今回のコラムも前月に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策について、市民の皆様は今お伝えしたいことを整理して書かせていただきます。

(毎月1日の更新ですが、お知らせしたい情報は月の途中でも随時追記させていただきます。)

#### 【緊急経済対策】

観光客の減少、市民の移動・外出の自粛等により、市内経済は急激に縮小しています。収束が見えない中ではありますが、市内経済への影響を最小限とするため、このほど緊急経済対策を取りまとめ、3月26日の記者会見で発表しました。

主な内容は以下のとおりです。

##### ① 資金繰り支援

当面の資金をつなぐため、国・県・市内金融機関の融資に対する3年間の利子補給、保証料補給など

##### ② 継続雇用の維持

雇用を継続させるため、国制度である雇用調整助成金を活用する際の事業者負担分の市助成など

③ 税負担の軽減等

納税が困難となった事業者等に市税等の納税猶予などを実施し、その間の延滞金を免除するなど

④ 公共料金負担の軽減

収入が減少している場合など一時的に料金の支払いが困難となっている事業者等に上下水道料金の支払い期限を最大6か月猶予する

⑤ 市民生活の支援

休業や失業等により生計維持が困難となった方への国の貸付制度に市独自で上限額を上乗せ、償還期限を延長するなどの特例措置

⑥ 産業振興と消費喚起

市内産業団体等が自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する緊急対策事業に補助金を支給

⑦ 観光対策

事態収束の兆しがみえる時期を見据えた観光対策として SNS 等の発信や、飛騨高山ファンクラブ「めでたの会」など縁のある方を対象とした宿泊費の一部補助など

※各対策の申請方法など詳細は高山市のホームページでご確認ください。

以上が総額約2億3000万円の対策です。

引き続き、情勢を見ながらですが、終息後の誘客キャンペーンなど迅速かつ効果的な経済対策を打ち出せるよう全庁挙げて所用の準備を進めてまいります。

【市の方針など】

(イベント等自粛期間)

市が行う不特定多数の方が参加するイベント・会議は原則中止とし、民間団体等が行うイベント・会議についても主催者に開催の必要性を検討するよう依頼していますが、その期間は現在4月30日(木)まで延長させていただいております。

飛騨高山ビッグアリーナ・久々野体育館・国府福祉センターのトレーニングルーム及び図書館本館の学習室は同日まで、その使用を休止させていただきます。

ご利用の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解のほど、お願いいたします。

(学校の再開)

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づく運用で、小学校は4月6日(月)、中学校は4月7日(火)から再開予定です。

再開にあたっての諸連絡は学校から保護者の皆様にメールで連絡させていただいています。

(高山市職員の出張禁止等)

職員が感染すれば市役所が機能不全に陥る可能性があります。一人の感染者も出さぬよう、飛驒地域外への職員の出張を4月末まで原則中止とするとともに、休日等における旅行についても自粛を求めるなどしています。

#### 【市民の皆様へのお願い】

最後に繰り返しとなる部分もありますが、市民の皆様へ3点のお願いであります。

- ① 不要不急の外出を当面控えていただくようお願いいたします。
- ② 感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場所を避けるようお願いいたします。
- ③ 手洗い、マスク着用等による感染予防の徹底を引き続きお願いいたします。

市民の皆様にもかけがえのない家族や大切な人がいるはずです。

今、その大切の方々のご自身の健康と生命が危険に晒(さら)されているのです。

高山市では引き続き感染者を出さないこと、もし出たとしても拡大を全力で防ぐことに取り組んでまいります。

市民の皆様には、一人ひとりの責任と自覚ある行動を切にお願い申し上げます。

令和2年4月1日

高山市長

國島芳明

#### 【4月6日(月) 午前9時追記】

4月3日(金)及び5日(日)の岐阜県知事要請を踏まえ、高山市では、以下の事項について新たに実施することといたしました。

### ○学校の臨時休業について

小学校は4月6日(月)、中学校は4月7日(火)から再開予定とお知らせしておりましたが、以下のとおり臨時休業することに決定しました。

お子さん、保護者の皆様には、またご負担をかけることとなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・小学校は4月6日(月)に始業式と入学式、中学校は4月7日(火)に始業式と入学式は予定どおり実施します。
- ・4月8日(水)から4月19日(日)まで臨時休業とします。
- ・放課後児童クラブは4月8日(水)から平日の8時から18時の間、開設します。

休校に伴う諸連絡は、学校から保護者の皆様にメール等で別途お知らせいたします。

### ○市有施設の休館について

県有施設である高山陣屋が4月4日(土)から19日(日)まで休館となっています。市有施設も密閉空間、密集場所、密接場面の恐れのある以下の施設を追加で、4月7日(火)から19日(日)まで休館とすることを決定しました。

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。

- ・飛騨高山まちかど観光案内所
- ・飛騨高山まちの博物館
- ・風土記の丘学習センター
- ・高山市政記念館
- ・松本家住宅
- ・宮地家住宅
- ・荒川家住宅
  
- ・飛騨位山文化交流館
- ・久々野歴史民俗資料館
- ・上宝ふるさと歴史館
- ・飛騨プラネタリウム
- ・飛騨高山ふるさと体験施設「秋神の家」

【4月6日(月) 午後2時追記】

### ○施設の臨時閉館等

不要不急の外出を控えていただくため、また密集が形成されることを事前に防ぐため、新たに以下の施設についても、4月7日(火)から19日(日)まで閉館または利用制限をさせていただくことを決定しました。

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。

- ・児童館、児童センターは、臨時閉館
- ・つどいの広場は、臨時閉所
- ・子育て支援センターは、相談業務のみ継続
- ・老人いこいの家、よって館は、貸館業務のみ継続

#### ○市民海外派遣等の中止

姉妹都市提携60周年を記念して6月に実施予定だった米国デンバー市への市民ツアー派遣、例年7月から8月に実施しております市民海外派遣はいずれも中止を決定いたしました。また市民海外派遣の選考を兼ねて開催しておりました5月の英語スピーチコンテストについても、密集を避けるため中止とさせていただきます。

#### ○消防団活動について

日頃より消防団の皆様には、地域の安全と市民の生命・財産を守るため、活動いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、コロナの影響で8月の県操法大会が中止となったことに伴い、6月21日の高山市消防操法大会、及び支団の操法大会はいずれも中止と決定いたしました。

消防団の皆様には、感染予防のため、当面の訓練自粛も要請させていただきますが、万一の出動に備えた資器材点検や車両バッテリー維持のための巡視等の活動は、感染予防に十分ご配慮いただきながら、実施をお願いいたします。

#### 【4月8日(水) 追記】

4月7日の国の緊急事態宣言を受けて、高山市ホームページのトップページに『「緊急事態宣言」発出に伴う市長メッセージ』を掲載しました。

また、感染症対策に関する市民の皆様へのお願いを10日(金)の朝刊折り込みで配布します。それぞれご一読いただきますようお願いいたします。

#### 【4月10日(金) 追記】

4月10日の県の非常事態宣言を受けて、高山市ホームページのトップページに市長メッセージの動画を配信するとともに、市民の皆様へのお願いを14日(火)の朝刊折り込みで配布します。それぞれご一読いただきますようお願いいたします。

#### 【4月15日(水) 追記】

本日の対策本部会議において、明日16日(木)からの「新型コロナウイルス総合窓口」の設置を決定しました。このほか、経済対策第2弾としてテナント家賃の一部支援や資金繰り、雇用継続、市民生活等の支援で取り組むことを決定しましたので、詳細はホームページ等で順次お知らせいたします。

#### ○「新型コロナウイルス総合窓口」について

この窓口は、事業者及び市民の資金繰り(融資)、雇用維持、税や国民健康保険料等の納税の猶予などに関する相談、国の生活支援臨時交付金等の申請受付・交付など、経済活動や市民生活に関する対応等を一括して行うため設置します。

感染や健康不安に関する相談等は、これまでどおり県保健所(0577-33-1111 内線309・310)または市健康推進課(0577-35-3160)で受け付けます。

その他、支援制度の特集を本日発行の広報たかやま4月15日号でも紹介していますのでご一読いただきますようお願いいたします。

- ・ 設置場所 高山市役所本庁(高山市花岡町2丁目18番地) 地下 市民ホール
- ・ 設置期間 令和2年4月16日(木)～令和3年3月31日(水)  
※終期は今後の状況により変更あり。
- ・ 開設時間 午前9時～午後7時 ※当面は土日祝日も開設
- ・ 問合せ先 電話 0577-36-0024 Fax0577-36-0133  
e-mail: sougo-madoguchi@city.takayama.lg.jp

#### 【4月17日追記】

昨日、国が特措法に基づく緊急事態宣言を岐阜県を含む全国に発令しました。

県では、法に基づき、徹底した不要不急の外出自粛を県民に強く呼びかけるとともに施設の休業要請等を行うことを決定しました。

休業要請等が行われる業種は、県のホームページでご確認いただきたいと思いますが、対象となる事業者が要請等に基づき、「あす4月18日から5月6日まで」すべての期間を休業等にご協力した場合、協力金として50万円が支給されます。

この受給のためには、あさって19日からの休業では受給できませんので、この点注意が必要です。

県からは、昨夕、方針が示され、詳細資料が今朝届けられ、対象事業者さんには明日から休業開始の協力をいただければ、協力金の受給対象から外れてしまうということもあり、本日は市でも朝から、防災無線や広報車でお知らせするとともに、私自身がラジオ、テレビに緊急出演して、このことを繰り返しお伝えしています。

また各組合を通じてもお知らせしているところですが、そうした組織が明確にないバーやスナックの事業者は休業要請の対象事業者ではありますが、このことが本日のうちに伝わるか、心配しています。ぜひお知り合いの方に関係者がいらっしゃれば、この情報を転送などして伝えていただけると助かります。

県では協力金の受け付けを4月23日(木)から開始し、協力金は5月上旬に支払う予定と聞いています。必要書類や手続きについては、岐阜県のホームページでご確認をお願いいたします。

また、大変つながりにくくなっているようですが、お問合せのお電話は「県民総合相談窓口」058-272-8198 をお願いいたします。